

令和8年4月に小・中学校入学を予定しているお子さんの保護者の方へ

## 令和7年度河北町就学援助制度

# ～入学準備学用品費の入学前支給のご案内～

河北町では、小・中学生のお子さんを就学させるにあたり、経済的な援助が必要な世帯に対し、学用品及び通学用品の購入に必要な経費の一部を入学前に支給する制度を設けています。

## 1 支給の対象となる方

### ◆河北町に住所を有する児童生徒の保護者で、下記①～③のいずれかに該当する方

#### ① 前年度又は当該年度において次のいずれかに該当する方

- ・生活保護が停止または廃止になった
- ・町民税が非課税または減免されている（同一生計世帯全員）
- ・個人事業税が減免されている
- ・固定資産税が減免されている
- ・国民年金の掛金が免除されている
- ・国民健康保険税が減免または徴収が猶予されている（軽減のことではありません）
- ・児童扶養手当が支給されている（児童手当のことではありません）
- ・生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた

#### ② 上記②以外の方で、次のいずれかに該当する方

- ・失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者の方
- ・保護者の職業が不安定または学校納付金の納付状態や被服等が悪く、学用品等に不自由しているなど、経済的理由により生活状態が極めて悪いと認められる方
- ・PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている方
- ・経済的理由による欠席日数が多い場合
- ・被災児童生徒

#### ③ 上記①～③以外の方で、世帯全員の所得合計額が別表1の所得基準額を下回る方 のうち、特に援助を必要と認める状態にある方

別表1	世帯人員数	所得基準額（万円）
	2人	102
	3人	137
	4人	172
	5人	207
	6人	242

ひとり親世帯のときは、上記金額に26万円を加算します。  
世帯人員が6人を超えるときは、1人増すごとに35万円を242万円に加算します。

## 2 支給額・支給日

◆支給額 小学校・・・57,060円 中学校・・・63,000円

◆入学前の3月下旬

裏面もご覧ください。

### 3 申請から支給までの流れ

- ① 学校<sup>\*1</sup>に「入学準備学用品費支給認定申請書（様式第2号）」を提出してください。

申請期間	令和7年12月5日（金）から令和8年2月10日（火）まで
------	------------------------------

※1・令和8年4月に小学校新1年生になる場合は、就学予定の小学校に提出してください。

- ・令和8年4月に中学校新1年生になる場合は、現在通学している小学校に提出してください。ただし、兄弟姉妹が新年度も中学校に在学している場合は中学校に提出してください。

※ 地区の民生委員・児童委員との面談及び民生委員・児童委員への提出は不要となりましたので、直接学校に提出してください。

※ 申請書は、教育委員会学校教育課・各学校・町HPから取得できます。添付書類は申請書の裏面をご確認ください。

- ② 提出いただいた書類に基づき、町教育委員会で審査をし、2月下旬に結果を通知します。

- ③ 認定となった場合、請求書を同封しますので、請求書を返送いただいた後、3月下旬にご指定の口座に振り込みます。

### 4 ご注意ください

◆申請された方全員に支給されるものではありません。ご提出いただいた申請書をもとに、所得状況や手当等受給状況等を勘案し教育委員会で決定いたします。

◆生活保護を受給中の方は、生活保護費から支給されるため今回の申請手続きは必要ありません。

◆ご入学後も、就学援助制度の利用を希望する場合は、別途「就学援助支給認定申請書（様式第1号）」の提出していただく必要があります。

就学学援助制度…経済的な援助が必要な世帯に対し、就学費用の一部を援助する制度です。希望される方は毎年申請が必要です。

◆就学援助の入学準備学用品費と新入学児童生徒学用品費について

入学準備学用品費（入学前に支給）と新入学児童生徒学用品費（入学後に支給）は、どちらも新入学にあたっての学用品及び通学用品に要する経費の一部を支給するのですが、重複して受けられません。

◆入学準備学用品費支給後に河北町外への転出等で河北町立小学校または中学校に入学しなかったときは、入学先自治体に本町で新入学児童生徒学用品費の支給を行ったことを情報提供します。

### 5 お問合せ先

〒999-3511

河北町谷地戊81番地

河北町教育委員会学校教育課 TEL：0237-71-1136（直通）